都市計画道路長尾杉線

事業認可説明会

枚方市

土木部　道路河川整備課

平成31年3月13日　水曜日

本日の説明次第

1. 事業計画の概要について

2. 事業認可について

3. 今後のスケジュールについて

【事業計画の概要】

※交通量はH42年時点の将来交通量推計値

【事業計画の概要】

※第二京阪・新名神事業により、ストック効果が顕在!
出典：枚方市統計書（H28年度版）製造品出荷額等の推移

【事業計画の概要】

長尾播磨谷一丁目
府道長尾八幡線
長尾東町二丁目
市道長尾京田辺線
府道杉田口禁野線
長尾口
長尾駅
長尾宮前二丁目
(都) 牧野長尾線
長尾東町一丁目
府道交野久御山線
JR学研都市線
長尾宮前一丁目
長尾台一丁目
(都) 長尾杉線
事業認可区間 (杉工区)
L=約1,220m
W=14~16m
L=1,750m
W=14~16m
京田辺市
府道枚方高槻線
長尾台二丁目
第二京阪道路
杉北町一丁目
菅原東小学校
王仁公園
杉山手一丁目
枚方東 I. C.
杉山手二丁目
長尾台3丁目
(都) 枚方藤阪線
杉山手三丁目
杉責谷一丁目
津田山手
津田北町3
杉1丁目
国道307号

【事業計画の概要】

標準横断図（一般部）
14000
2500
9000
2500
1500
3000
3000
1500
96.722
1.000%
1.500%
1.500%
1.000%
標準横断図（交差点部）
15750
2500
10750
2500
500
3500
2750
3500
500
3000
500
1375
500
875
500
3000
1:1.0
1.000%
6.000%
6.000%
1.000%

【事業計画の概要】

【事業計画の概要】

①第二京阪から長尾杉線を望む

【事業計画の概要】

第二京阪交差点近隣（上空から）

【事業計画の概要】

長尾杉線

【事業計画の概要】

国道307号から長尾杉線を望む

【事業認可について】

事業認可とは・・・

都市計画決定された道路等の施設を整備するにあたり、施行者（枚方市）が認可権者（大阪府）より受ける認可のこと。

（都市計画法第59条）

事業認可を受けると・・・

事業認可を受けることにより、計画区域内に存する土地に対して、都市計画法及び土地収用法に規定される様々な制限や権利を得ることとなります。

（都市計画法第65条、67条等）

【事業認可について】

【告示番号】　大阪府指令枚土第6933号

【都市計画事業の種類及び名称】
東部大阪都市計画道路事業
3·5·210-60号　長尾杉線

【施行者の名称】　枚方市

【事業地の所在】　杉北町１丁目、杉責谷１丁目、
杉山手３丁目、長尾東町３丁目
地内

【事業認可について】

3・5・210－60 長尾杉線（2L）
3・5・210－51
枚方東部
杉北町一丁目
杉青谷一丁目
長尾台四丁目
長尾台三丁目
3・2・210－1大阪枚方京都線（6L）
3・1・210－1大阪枚方京都線（2L）
枚方東IC

事業認可に伴う制限等

✓ **建築等の制限**（都市計画法第65条）

事業地内に建築物等を設置する際や土地の形質を変更する際に、許可が必要となります。

✓ **土地建物売買の制限**（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物を売却する際は事前に、予定金額、買い主の届出が必要となります。

→届出後、枚方市は30日以内に買い取るかどうか通知します。

・買いとる場合：　　売却予定金額に相当する代金で買収。

・買い取らない場合：売却可能。

事業認可に伴う制限等

✓ **届出中は土地建物を譲り渡すことが出来ません。**

罰則：届出なく売却を行った場合、50万円以下の罰金。
土地収用法の適用（都市計画法第70条）
・土地収用法に基づく収用権が付与され、収用委員会に明渡裁決の申立が可能になります。

✓ **土地の買い取り請求制度**（都市計画法第68条）

当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、枚方市に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。

【事業認可について】

お　知　ら　せ

1　都市計画事業の種類及び名称
東部大阪都市計画道路事業 3・5・210－60 号長尾杉線

2　施行者の名称　枚方市

3　事務所の所在地　枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号
枚方市役所第 2 分館 2 階　土木部道路河川整備課

4　事業地の所在　枚方市　杉北町一丁目、杉責谷一丁目、杉山手三丁目及び
長尾東町三丁目地内

5　都市計画事業認可に基づく規制等
- ○ 当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、許可を受けなければなりません。（都市計画法第 65 条）
- ○ 当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を枚方市長へ届け出なければなりません。
- ○ 届出のあった日から 30 日以内に枚方市長が届出をした者に対し、当該土地建物等を買い取る旨の通知をしたときは、枚方市長と届出をした者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。（都市計画法第 67 条）
- ○ 当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。（都市計画法第 68 条）
- ○ 都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。（都市計画法第 70 条）

6　事業地の範囲
下図のとおり
なお、事業地の詳細については、上記事務所において縦覧しております。

7　注意事項
5 に掲げる届けをしないで当該事業地内の土地を有償で譲渡した者は、50 万円以下の過料に処されることが、都市計画法第 95 条に定められておりますので、ご注意ください。

関　係　者　各　位

この度、東部大阪都市計画道路事業 3・5・210－60 号長尾杉線について、平成 31 年 2 月 28 日付けで、大阪府指令枚土第 6933 号により、都市計画法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示がなされました。

都市計画事業の認可がなされると、告示の日から満 1 年を経過するごとに土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。

したがって、本事業においては、平成 31 年 2 月 28 日（以下、「告示の時」という。）を基準として土地収用法上の種々の規定が適用されることになっております。

この告示がなされますと、当該事業用地に対する補償額の算定は、告示の時の価格を基準として、買収時点の価格を算定するとともに、土地所有者等は、土地の収用又は使用の裁決を申請するよう枚方市長に請求でき、また、その土地の補償金を支払うよう併せて請求できるなどの効果が発生します。

なお、本事業につきましては、枚方市土木部道路河川整備課において、関係図書がご覧になれるよう備え置いてありますので、皆様の土地が事業用地の区域内にあるかどうかご確認ください。

土地収用法に基づく効果
- ○ 土地代金等の土地に関する補償金は、この告示の時における土地の価格を基準として、買収時点の価格を算定します。
- ○ この告示があった後、土地又はその土地にある物件に新たな権利を取得されても、既存の権利を承継された場合を除き補償を受けることができません。
- ○ この告示があった後、枚方市長の許可を受けないで土地の形質を変更されたり工作物の新築増改築等をされても、それについて補償されません。
- ○ この告示があった後から土地所有者又は土地に関して一定の権利を持っておられる方は、枚方市長に対して土地収用法に基づく裁決の申請をするよう請求することができます。なお、これらの方が裁決申請の請求をされた時または枚方市長が既に裁決申請している時は、自己の権利に対する補償金を支払うよう枚方市長に請求できます。
- ○ 上記の裁決申請がなされた土地から早く物件を移したい方は、大阪府収用委員会に対して明渡裁決の申立てを行うことができます。

また、これらにつきまして、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せいただければ、担当者が説明させていただきます。

お問合せ　枚方市土木部道路河川整備課　（代）072-841-1221
（直）050-7102-6520

【事業計画の概要】

【今後のスケジュール】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
測量 調査・設計							
境界立会 物件調査							
用地買収 物件補償							
築造工事							

- 本日、お示ししましたスライドの内容は、後日本市ホームページに質疑応答とともに掲載いたします。

- 事業認可に関する図面等の図書に関しましては、枚方市役所　第２分館　２階の土木部道路河川整備課で縦覧しております。